（注意）
１．（略）
２．３欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番を記載してください。
３．４欄には、非住宅建築物、一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等又は複合建築物の全体に係る申請であって建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載する場合には「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の非住宅部分」のチェックボックスに、複合建築物の住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の住宅部分」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
※「非住宅建築物」は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号）第１条第１項第１号に規定する非住宅建築物をいい、「一戸建ての住宅」は一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、「共同住宅等」は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいい、「複合建築物」は同号に規定する複合建築物をいいます。

様式第四十二（第三十四条第九号関係）（日本産業規格Ａ列４番）

判定の業務の計画棟数

業　務　の　区　分	計　画　棟　数
一　床面積の合計が千平方メートル未満の特定建築物	棟
二　床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の特定建築物	棟
三　床面積の合計が二千平方メートル以上一万平方メートル未満の特定建築物	棟
四　床面積の合計が一万平方メートル以上五万平方メートル未満の特定建築物	棟
五　床面積の合計が五万平方メートル以上の特定建築物	棟

（略）

（注意）
１．（略）
２．３欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限る。）を記載してください。
３．４欄には、非住宅建築物、住宅又は複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建築物の一部（住戸の部分）」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「建築物の一部（非住宅部分）」のチェックボックスに、建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第３項に規定する他の建築物に係る事項を記載する場合は「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」に、「✓」マークを入れてください（複数選択可）。
※「非住宅建築物」は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）第１条第１項第１号の非住宅建築物をいい、「住宅」は同項第２号の住宅をいい、「複合建築物」は同項第１号の複合建築物をいい、「共同住宅等」は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅（一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。）以外の住宅をいいます。

様式第四十二（第三十四条第十号関係）（日本産業規格Ａ列４番）

判定の業務の計画棟数

業　務　の　区　分	計　画　棟　数
一　床面積の合計が一万平方メートル未満の特定建築物	棟
二　床面積の合計が一万平方メートル以上五万平方メートル未満の特定建築物	棟
三　床面積の合計が五万平方メートル以上の特定建築物	棟

（略）

附　則

（施行期日）
１　この省令は、令和四年十月一日から施行する。ただし、別記様式第四十二の改正規定については、公布の日から施行する。

（経過措置）
２　この省令の施行の際現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第三十五条第一項の認定を受けている建築物エネルギー消費性能向上計画の法第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、この省令による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）別記様式第三十五にかかわらず、なお従前の例による。
３　この省令の施行の際現にされている法第三十四条第一項の規定による認定の申請（法第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。次項において同じ。）に係る申請書の様式については、新規則別記様式第三十三及び別記様式第三十五にかかわらず、なお従前の例による。
４　この省令の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる法第三十四条第一項の規定による認定の申請に基づき法第三十五条第一項の認定を受ける建築物エネルギー消費性能向上計画の法第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、新規則別記様式第三十五にかかわらず、なお従前の例による。